

令和4年7月28日

町立幼稚園、小・中学校の保護者様

猪名川町教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱いについて  
(令和4年7月28日以降)

猛暑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本町におきましては、兵庫県の対処方針に基づき、感染対策の見直しを進めております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱いについて、下記のとおり、一部変更します。

学校園においては、引き続き感染防止対策に取り組み、幼児児童生徒の健康に留意しつつ、学校園の運営をしていきます。各ご家庭におきましても、引き続き手洗い等の感染予防や健康観察について、徹底くださいますよう、お願いいたします。

1 変更点(幼児児童生徒が濃厚接触者となった場合)

**変更前**

陽性者と最後に会った日(陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」)の翌日から7日間を経過するまで出席停止とします。ただし、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目からの登校を可とします。

**7月28日以降**

陽性者と最後に会った日(陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」)の翌日から5日間を経過するまで出席停止とします。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目からの登校を可とします。

2 その他

発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話でご相談の上、病院受診をお願いします。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(伊丹健康福祉事務所)」(平日9時~17時30分 Tel:072-785-9437)や「兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター」(24時間受付《土日祝日含む》 Tel:078-362-9980)へご相談ください。

また、お子様やご家族の感染がわかった場合は、速やかに学校にご連絡ください。

【参考】「発熱等の症状がある方へ(医療機関受診方法の案内)」(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html>

## 【新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱いについて】

(令和4年7月28日以降)

### 幼児児童生徒が、

※発熱…37.5℃以上の熱

<p>① 新型コロナウイルスに感染した場合</p>  <p>(伊丹健康福祉事務所) 感染者患者入力フォーム</p>	<p>⇒ 保健所等から指示された自宅等での待機期間(入院の場合、入院期間を含む)を出席停止とします。保健所等から指示がない場合、<b>原則発症日(症状が出た日)の翌日から10日間かつ症状がなくなってから72時間(無症状の方は、検査日の翌日から、症状が出ないまま7日間)出席停止となります。</b>ただし、10日間を経過するまでは健康観察が必要となります。</p>
<p>② 濃厚接触者となった場合</p>	<p>⇒ 保健所等から指示された自宅待機期間を出席停止とします。保健所等から指示がない場合、<b>陽性者と最後に会った日(陽性者が同居家族等の場合は、「陽性者の発症日」)の翌日から5日間を経過するまで出席停止とします。</b>ただし、<b>2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目からの登校を可とします。</b> (同居のご家族が陽性者となった場合は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を行ってください。)</p>
<p>③ 医師や健康福祉事務所の指示でPCR検査を受けた場合(※念のための検査を含む)</p>	<p>⇒ 結果が判明するまでの期間を自宅待機期間とし、出席停止とします。</p>
<p>④ 発熱(37.5℃以上)や倦怠感、のどの違和感等の風邪症状(ワクチン接種後を含む)がある場合 ※<b>症状の原因が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断され、登校しても差し支えないと保護者が判断する場合はこの限りではありません。</b></p>	<p>⇒ 症状が消失するまでの期間を出席停止とします。 なお、学校感染症の場合、該当の感染症の出席停止期間に従ってください。 ※発熱症状の消失については、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の症状が24時間以上続いていること</p>
<p>⑤ 感染が心配で、登校園を見合わせたい場合</p>	<p>⇒ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校園長が判断する場合は出席停止とします。</p>
<p>⑥ 医療機関等において新型コロナワクチンの接種を受ける場合</p>	<p>⇒ 校園に相談の上、出席停止扱いとすることができます。</p>

### 幼児児童生徒と同居する家族等が、

<p>⑦ 新型コロナウイルスに感染した場合</p>	<p>⇒ 幼児児童生徒は濃厚接触者に該当するため上記②を参照</p>
<p>⑧ 濃厚接触者となった場合</p>	<p>⇒ 濃厚接触者が無症状で、幼児児童生徒も無症状の場合、出席可とします。</p>
<p>⑨ 医師や健康福祉事務所の指示でPCR検査や抗原検査を受けた場合(※念のため検査を含む)</p>	<p>⇒ 検査結果が判明するまでの期間、同居する幼児児童生徒も自宅待機とし、出席停止とします。</p>
<p>⑩ 同居家族に発熱や倦怠感、のどの違和感等の風邪症状(ワクチン接種の副反応による発熱等を除く)がある場合</p>	<p>⇒ 家族等の症状が消失するまで自宅待機とし、出席停止とします。(ただし、医療機関を受診し、左記の症状が新型コロナウイルス感染症以外の疾患によるものと診断された場合は、幼児児童生徒は出席可) ※発熱症状の消失については、解熱剤を使用せずに、37.4℃以下の症状が24時間以上続いていること</p>

※ここでの「念のため検査」は、感染の疑いで検査やクラスター検査を指しており、事業者や個人が自らの発意で行うPCR検査を含めません。